

防装庁（事）第158号
令和8年3月31日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官 } 殿

事務次官
(公印省略)

生産性向上推進制度について（通達）

標記について、別添のとおり定められ、令和8年4月1日から適用することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28）及び作業効率化促進制度について（防経装第4626号。25.3.29）は、令和8年3月31日をもって廃止する。ただし、この通達の規定の適用の際、現に廃止前のこれらの通達の規定によりインセンティブ契約制度又は作業効率化促進制度が適用されている装備品等又は役務に関する契約については、なお従前の例によるものとする。

添付書類：生産性向上推進制度実施要領

生産性向上推進制度実施要領

1 趣旨

この要領は、装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図るため、契約の相手方から原価改善によるコスト削減に向けた意欲を引き出しつつ生産性向上を図る契約制度として、防衛省が行う生産性向上推進制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 契約担当官等 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。
- (3) 大臣官房等 大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局をいう。
- (4) 大臣官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長をいう。
- (5) 生産管理 製品及び部品の生産を合理的かつ効率的に行うため、生産計画（製品及び部品の生産量及び生産期限を計画することをいう。）、生産組織（生産計画に基づき経営資源を最大限に活用する体制を整えることをいう。）及び生産統制（生産計画を確認し、生産の改善を図ることをいう。）により行う生産の管理をいう。
- (6) 歩留率 特定の製品又は部品の生産において、その元となる素材又は部品の投入量から期待される生産量に対して、実際に得られた生産量の比率をいう。
- (7) 原価改善取組 計算価格の計算時に提出された見積資料に反映されていなかった技術、アイデア若しくは製造ノウハウに基づく生産の工程、生産管理その他の契約履行方法の変更又は習熟度、歩留率その他の指標に示される生産効率の向上により、製品又は部品の製造原価を目標となる水準まで引き下げるために契約の相手方（契約の相手方の下請負企業を含む。）が行う取組をいう。
- (8) コスト削減 原価改善取組により製造原価の一部が削減されることをいう。
- (9) コスト削減額 原価改善取組により削減される製造原価の削減額（初度費その他国若しくは地方公共団体の予算に基づく補助金、助成金等の支弁を受けた治工具、機械、設備等（消耗品を含む。）又は防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第7条の規定による財政上の措置を受けた設備（同法第4条第1項に規定する特定取組の実施が完了したものを除く。）を導入して効率化された部分を除く。）をいう。

- (10) 生産性向上推進制度 装備品等及び役務の調達価格の一層の低減を図ることを目的とした制度であって、契約担当官等が、契約の相手方又は競争参加を予定する相手方（以下「契約の相手方等」という。）からの原価改善申請（原価改善取組によるコスト削減を原因としてこの制度の適用を申請することをいう。以下同じ。）に基づきその適用を決定した場合に、事後の契約について、コスト削減額を考慮した価格にコスト削減額の一部を加算して計算価格を計算することにより、調達価格の低減に関する契約の相手方の意欲の向上を図るものをいう。
- (11) 生産性向上特約条項 生産性向上推進制度の適用に係る手続、インセンティブ料（補填インセンティブ料及び報奨インセンティブ料をいう。以下同じ。）の算定その他の当該制度の実施に必要な事項について約定する特約条項をいう。
- (12) 申請契約 契約の相手方等が、生産性向上特約条項に基づき原価改善申請を行い、原価改善取組によるコスト削減額を確定する契約をいう。
- (13) 対象契約 申請契約において算定されたコスト削減額に基づくインセンティブ料が適用される契約をいう。
- (14) 基準契約 申請契約又は対象契約における前例となる同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約（契約の履行条件が異なり、比較の基準とすることが不相当であるものを除く。）をいう。
- (15) 対象工程等原価 製造原価のうち、原価改善取組の対象となる工程等に係る原価をいう。
- (16) 原価監査付契約 契約担当官等が行う原価監査によって、契約金額の代金又は超過利益を契約の締結の事後に確定することとしている契約をいう。
- (17) 一般確定契約 原価監査付契約を除く、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。）をもって契約の相手方に支払われる代金の金額を確定することとしている契約をいう。
- (18) 補填インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い減少する利益を補填するために付与されるインセンティブ料をいう。
- (19) 報奨インセンティブ料 原価改善取組によりコスト削減が実現したことに伴い報奨として付与されるインセンティブ料をいう。

3 生産性向上推進制度の適用対象

生産性向上推進制度は、原価計算方式により予定価格が算定される装備品等又は役務の調達に係る契約のうち、契約の相手方等から契約担当官等に対し、生産性向上特約条項に基づいた原価改善申請があったものを対象とする。

4 生産性向上特約条項の整備及び付帯

- (1) 防衛装備庁長官及び大臣官房長等は、防衛装備庁長官が定める生産性向上特約条項の基準に基づいて、防衛装備庁又は大臣官房等の契約担当官等が用いるべき生産性向上特約条項を定めるものとする。

- (2) 契約担当官等は、装備品等又は役務の調達に係る契約（調査研究契約、ソフトウェア作成請負契約、賃貸借契約、研究委託契約その他の履行に際して加工工程を要しない契約を除く。）であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したものを締結する場合には、当該契約に前号の規定により定められた生産性向上特約条項を付すものとする。ただし、会計法第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

5 原価改善申請の受付

- (1) 契約担当官等は、次に掲げる契約のいずれかについて、契約の相手方等から原価改善申請があったときは、これを受け付けるものとし、原価改善申請の内容、当該申請を処理するのに要する期間又は契約の相手方等から当該申請が行われた時期その他いかなる理由をもってしても、その受付を拒んではならない。
- ア 現に生産性向上特約条項が付されている契約（納期（納期が猶予された場合は猶予期限）到来の日まで30日以上であるものに限る。）
 - イ 生産性向上特約条項を付す条件で現に公募又は公示中である契約
 - ウ 過去に生産性向上特約条項が付された契約と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約その他の生産性向上特約条項を付すことが想定される契約
- (2) 前号イ及びウの契約に係る申請を受け付ける場合にあっては、契約締結前であることから、契約予定の相手方等との接触については留意するものとする。
- (3) 契約担当官等は、第1号アからウまでに掲げる契約において、対象工程等が同様である同一の装備品等又は役務に係る複数の契約を対象として原価改善申請があったときはこれを一つの申請として受け付けるものとする。

6 生産性向上推進制度の適用の決定

- (1) 契約担当官等は、原価改善申請に係る原価改善取組が、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該原価改善申請に係る契約について、生産性向上推進制度の適用を決定するものとする。
- ア 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - (ア) 契約履行方法の変更による原価改善の場合にあっては、契約履行方法に変更があることが明白であること。
 - (イ) 生産効率の向上による原価改善の場合にあっては、特定の工程等又は製品若しくは部品に係る計数の改善を原価の発生状況を調査することにより確認できること。
 - イ 原価改善取組に起因して納期に変更が生じていないこと。ただし、原価改善取組に起因する納期が、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。
 - ウ イのほか、原価改善取組に起因して仕様に変更が生じていないこと。ただし、原

価改善取組に起因する仕様の変更が、装備品等の機能若しくは性能又は役務の効果を低下させるものではない場合であって、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生じさせるものではないものとして、調達要求元がこれを認めた場合は、この限りでない。

- (2) 契約担当官等は、原価改善申請に係る原価改善取組が納期又は仕様の変更を伴うものである場合には、当該原価改善取組に係る契約の調達要求元に対し、原価改善申請の認定により、事後の部隊運用又は整備若しくは補給に係る業務に著しい支障を生ずるかどうかを照会するものとする。ただし、原価改善取組が技術変更提案として採用された場合にはこの限りではない。
- (3) 前号の規定による照会を受けた調達要求元は、仕様の変更により業務に著しい支障を生ずるか否かを判断するに当たり、原価改善取組により製造された装備品等を試験により確認する必要がある場合には、その旨の回答をすることができる。
- (4) 契約担当官等は、第1号の規定により原価改善申請に係る契約について生産性向上推進制度の適用を決定したときは、当該契約の相手方にその旨を通知するものとする。ただし、原価改善申請に係る契約について生産性向上推進制度を適用しないとき、又は生産性向上推進制度の適用の決定に際して試験結果の確認、仕様又は納期の変更の承認その他の条件を付すときは、その理由を示した上で当該契約の相手方へ通知するものとする。
- (5) 前号の通知は、原則として、原価改善申請の受付の日から20日以内に行わなければならない。ただし、第2号の規定により調達要求元への照会を行う場合にあっては、30日以内に行うことができる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、契約担当官等は、原価改善申請が第5項第1号イ及びウに掲げる契約について行われた場合であって、前号の期限が当該契約の締結の日から7営業日を経過する前に到来するときは、第4号の通知を当該契約の締結の日から7営業日以内に行うことができる。
- (7) 契約担当官等は、原価改善申請の認定の適正性を確保するため必要な場合には、防衛装備庁長官又は大臣官房長等が設置する審査会に諮問することができる。

7 工程改善等の支援

- (1) 契約担当官等は、申請契約の相手方が、生産工程若しくは生産管理の方法の変更又は生産効率の向上による原価改善取組を実現するための調査及び分析並びに助言について支援を求めたときは、これに応じることができる。
- (2) 契約担当官等は、前号の支援について、その費用対効果等を考慮し、必要に応じて部外力を活用することができる。
- (3) 防衛装備庁長官は、契約担当官等が行う第1号の支援について把握した上で、有用なものについては原則として公表するものとする。

8 コスト削減額の確定

- (1) 契約担当官等は、申請契約の相手方において原価改善取組によるコスト削減が実現したときは、関係する原価の発生状況を調査することにより、当該契約における基準契約からのコスト削減の状況を確認するものとする。この場合において、申請契約が一般確定契約であるときの原価の発生状況の調査は、当該コスト削減の状況を確認するために必要とされる範囲を超えて行ってはならない。
- (2) 申請契約におけるコスト削減額は、基準契約における対象工程等原価について申請契約を基準とした経費率等を適用して調整した額から前項の規定により確認した申請契約における実績の対象工程等原価を減じて得た差額とする。

9 インセンティブ料の加算

- (1) 生産性向上推進制度が適用される契約に付加されるインセンティブ料は、当該契約におけるコスト削減額の範囲内において、次の計算式により計算する補填インセンティブ料に次号の規定による報奨インセンティブ料を加えた額とする。

$$\text{補填インセンティブ料} = \text{申請契約におけるコスト削減額} \times \text{計算年度の利益率}$$

- (2) 報奨インセンティブ料は、第6項第4号の通知を行った日（以下「通知日」という。）の属する年度を通知当年度とし、当該通知日の属する年度の翌年度を経過年数1年度目として、原価改善申請ごとに5年度目までの間について、申請契約におけるコスト削減額に次の表の率を乗じた額とする。ただし、申請契約の製造原価相当額に対するコスト削減額の割合（以下「削減割合」という。）が2パーセントを超える場合には報奨インセンティブ料の付与期間を1年延長し、以降、追加して2パーセント超えるごとにさらに1年延長するものとする。

（単位：パーセント）

通知当年度	通知日の翌年度からの経過年度数					
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	延長期間中
75	70	65	60	55	50	

- (3) 第5項第3号により複数の契約に対し申請がなされた場合における前号の削減割合は、当該複数の契約の契約金額の総額に対するコスト削減額の割合とする。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、第7項の規定に基づき部外力を活用して工程改善等の支援を行った場合の報奨インセンティブ料は、付与期間を通じて50パーセントとする。

10 申請契約の取扱い

- (1) 契約担当官等は、申請契約が原価監査付契約である場合には、前項のインセンティブ料を加算して支払代金を確定するものとする。ただし、当該申請契約が極度額を設定した原価監査付契約であるときの加算は、原契約による上限の範囲内で行わなければならない。

- (2) 契約担当官等は、申請契約が一般確定契約である場合には、コスト削減額を減額してインセンティブ料を加算する変更契約を行わないなど、原価改善申請の認定によって申請契約の契約金額又は支払金額に影響を生じないように留意するものとする。

1 1 生産性向上推進制度が適用される契約の取扱い

- (1) 契約担当官等は、もっぱら第6項第4号の規定による生産性向上推進制度の適用の決定のみをもって、当該決定に係る契約の相手方等に対して、事後の契約の締結を保証してはならない。

- (2) 前号の規定にかかわらず、契約担当官等は、生産性向上推進制度の適用が決定された契約（認定された原価改善申請に係る原価改善取組の対象となる工程等があるものに限る。）が、次に掲げるいずれかに該当する場合であって、防衛装備庁長官が定める方法により契約担当官等が新規参入を募る公示を行ったにもかかわらず新規参入者が確認されなかったときは、当該契約を随意契約により締結することができる。

ア 対象となる契約の履行に特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去2年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方等以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められる場合

イ 申請契約における削減割合が2パーセントを超える場合であって、事後の契約についても継続して同等以上のコスト削減が期待されるとき

- (3) 申請契約について生産性向上推進制度の適用が決定された後に締結される契約であって、当該申請契約に係る生産性向上推進制度の適用を受けた原価改善取組の対象となる工程等と同一の工程等を含む装備品等又は役務に係る契約は、対象契約として取り扱うものとする。

1 2 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な基本的な事項は、防衛装備庁長官が定める。
- (2) 前号に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、防衛装備庁長官及び大臣官房長等が定めることができる。
- (3) 大臣官房長等は、この要領の運用に当たり疑義が生じた場合には、その都度、防衛装備庁長官と協議するものとする。